

(仮称) 三田市新ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和5年4月

三田市

目 次

第1章	用語の定義	1
第2章	本書の位置付け	3
第3章	事業の概要	4
1	事業名称	4
2	事業の対象となる公共施設等の種類	4
3	公共施設等の管理者	4
4	事業の目的	4
5	施設の計画概要	4
6	事業方式	5
7	契約の形態	5
8	事業期間	5
9	事業期間終了後の措置	5
10	本事業の対象となる業務範囲	5
11	事業者の収入について	6
12	関係法令等の遵守	7
13	本事業に関する提示条件等	7
第4章	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	事業者の募集及び選定の方法	9
2	事業者の募集及び選定スケジュール	10
3	事業者選定委員会の設置	10
4	入札参加手続き等	11
5	入札参加にあたっての留意事項	19
6	応募者の参加資格要件	21
第5章	落札者の決定に関する事項	25
1	入札に関する注意事項	25
2	落札者の決定	26
3	本契約締結までの取扱い	26
4	特定事業契約に関する事項	26
5	その他	27
6	連絡先	27

第1章 用語の定義

用語	定義
本市	兵庫県三田市をいう。
本事業	(仮称) 三田市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本施設	一般廃棄物処理施設(焼却施設、粗大ごみ処理施設、その他付帯施設)をいう。
焼却施設	本市から発生する燃やすごみ、粗大ごみ処理施設からの可燃残渣、災害廃棄物を焼却処理するとともに、処理に伴いエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。
粗大ごみ処理施設	本市から発生する燃やさないごみ、粗大ごみ、災害廃棄物を破砕、選別、圧縮処理し、処理に伴い資源物の回収、保管を行う施設をいう。
その他付帯施設	計量棟、駐車場、構内通路、植栽、門扉等の施設整備・運営に必要な施設をいう。
ストーカ式焼却方式	廃棄物処理施設の処理方式で、ごみを可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる焼却方式をいう。
プラント	本施設のうち、焼却処理に必要な全ての設備(機械設備、電気設備及び計装設備等)を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
DBO方式	Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成員、協力企業及び本施設の運営を行う者で構成される。
S P C	本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される特別目的会社(Special-Purpose-Company)をいう。
建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
運営事業者	本市と運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営・維持管理を担当するS P Cをいう。
建設J V	本施設の設計・建設業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計及び建設を行う者が代表となる共同企業体(自主結成)とし、本施設のプラントの設計及び建設、建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。
応募者	本事業の入札手続きに参加する企業又は企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務め、運営事業者に出資を行うかつ、焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う企業が務める。
構成員	設計・建設業務又は運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
協力企業	応募者中、設計・建設業務又は運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本市が選定した者をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金(環境省)をいう。
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。

入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）、運営・維持管理業務委託仮契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
事業契約	建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
基本協定	落札者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者对本事業を発注するための基本的事項について、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
特定事業	PFI 等事業で実施する事業をいう。

第2章 本書の位置付け

本入札説明書は、本市が「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づき、特定事業として選定した本事業を実施するにあたり適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書を含む関連書類による。

なお、入札公告時に公開する関連書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、本入札説明書も含め「入札説明書等」という。）である。

本事業に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書等に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

また、入札説明書等は、先に本市が公表した「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」を反映したものであり、入札説明書等と「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先される。

入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問と回答によるものとし、入札参加者はこれらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うものとする。

【入札公告時に公開する書類（入札説明書等）】

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書【設計・建設業務編】
- ③ 要求水準書【運営・維持管理業務編】
- ④ 落札者決定基準
- ⑤ 様式集
- ⑥ 基本協定書（案）
- ⑦ 基本仮契約書（案）
- ⑧ 建設工事請負仮契約書（案）
- ⑨ 運営・維持管理業務委託仮契約書（案）

第3章 事業の概要

1 事業名称

(仮称) 三田市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設 (焼却施設及び粗大ごみ処理施設)

3 公共施設等の管理者

三田市長 森 哲男

4 事業の目的

本事業は、平成4年3月に稼働した三田市クリーンセンターが約30年を経過し、老朽化していることから、ごみ処理施設が有するライフラインとしての重要性を踏まえ、安全・安心な市民生活を維持すると共に、2050年ゼロカーボンシティに向けて環境性能やライフサイクルコストにも優れ、さらに地域循環型社会や脱炭素社会の実現に向けて、焼却エネルギーを使った発電 (サーマルリサイクル) を行うことで、地域に密着したシンボリックな地産地消型エネルギーセンターとして新ごみ処理施設の整備・運営を行うものである。

併せて、事業者の経営能力及び技術的能力等の民間ノウハウを活用することにより、新ごみ処理施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行うことで積極的なエネルギーの利活用及び本市の財政負担軽減に努め、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築することを目的とする。

5 施設の計画概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

全 体	名 称	(仮称) 新ごみ処理施設
	建設予定	兵庫県三田市香下1676番地
	事業実施区域面積	敷地面積約19,000 m ² (入札説明書添付資料-2を参照)
焼却施設	処理方式	ストーカ式焼却方式 (全連続燃焼式)
	施設規模	120 t/日 (60 t/24h × 2炉)
	処理対象物	燃やすごみ、可燃残渣、災害廃棄物
	発電設備	あり
粗大ごみ処理施設	処理方式	破碎、選別、圧縮方式
	施設規模	14 t /5 h
	処理対象物	燃やさないごみ、粗大ごみ、災害廃棄物
その他	計量棟、駐車場、構内通路、植栽、門扉等	

6 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び本施設の運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO方式により実施する。

本市は本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。また、本事業の運営期間は約20年とするが、本市は、本施設を35年間使用する予定であり、事業者は、35年間の使用を前提として本事業を実施することとする。

7 契約の形態

- (1) 本市は、落札者の選定後、基本協定を落札者と締結する。
- (2) 本市は、基本協定に基づき、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- (3) 本市は、基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。建設事業者は、「第4章 6. 応募者の参加資格要件」に示す各要件を満たす建設JV等とする。
- (4) 本市は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- (5) 特定事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-3 事業スキーム図（例）」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設業務期間：事業契約締結日から令和10年9月末まで
(試運転を含む正式引渡しまでの期間)
- (2) 運営・維持管理業務期間：令和10年10月から令和30年3月31日まで
(19年6ヶ月)

※設計・建設業務期間中、現クリーンセンターは24時間稼働している。

9 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了後に本施設を本市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引き継ぐものとする。

10 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う本事業の範囲は次のとおりとする。（「入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表参照」また、各項目の詳細については「(仮称)三田市新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 設計・建設業務編及び運営・維持管理業務編」に示すとおりとする。

(1) 事業者が行う主たる業務

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 本事業に必要な調査及び事業者が行うべき諸官庁届出業務

(イ) 本施設の設計・建設

※市職員、従業員等の駐車場は敷地外の市有地で整備することも可とする。

(ウ) 既存管理棟等の解体工事に係る設計・解体

※現クリーンセンター1階及び2階会議室へ、管理棟（市職員執務室）の機能回復を行う。

- (エ) その他必要な工事
- (オ) 本市が行う交付金申請等必要な諸官庁届出等の支援
- (カ) 本市が行う近隣住民対応などのその他必要な支援
- イ 本施設の運営・維持管理業務
 - (ア) 受付業務（持込の予約受付を含む）
 - (イ) 運転管理業務
 - (ウ) 維持管理業務
 - (エ) 余熱利用管理業務
 - (オ) 環境管理業務
 - (カ) 防火・防災管理業務
 - (キ) 保安・清掃業務
 - (ク) 施設見学者及び住民等対応業務（啓発業務を含む）
 - (ケ) 情報管理業務
 - (コ) セルフモニタリング
 - (サ) 上記に附帯・関連する業務
- (2) 本市が行う主たる業務
 - ア 本施設の設計・建設業務に関する業務
 - (ア) 用地の確保
 - (イ) 住民対応
 - (ウ) 本施設の交付金申請手続など必要な諸官庁届出業務
 - (エ) 本施設の設計・建設監理
 - (オ) その他これらを実施する上で必要な業務
 - イ 本施設の運営・維持管理業務に関する業務
 - (ア) 住民対応
 - (イ) 運営モニタリング
 - (ウ) 本施設への一般廃棄物等の搬入
 - (エ) 副生成物等の搬出・処分（積み込みは事業者が行う）
 - (オ) 売電に関する契約業務
 - (カ) その他これらを実施する上で必要な業務

11 事業者の収入について

本市は、事業者に対して、対象とする本件施設の設計・建設業務、運営・維持管理業務のサービス対価を支払うものとし、詳細は添付資料7に示す。

(1) 設計・建設業務費

本市は、事業者に対して、設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。

ただし、下記アからエまでの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

なお、本市は、国の循環型社会形成推進交付金を活用する予定である。事業者は、本市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

ア 各会計年度の支払いは、本市の予算の範囲において事業者が提案した当該年度の出来高予定額に対し、市が出来高検査で認めた額を上限とする。

イ 事業者からの求めがあった場合、本市は予算の範囲内で本市の支払い条件範囲で前払金を支払う。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書（案）に示す。

ウ 施設建設業務期間中において、施設が完成し、運営・維持管理業務が開始されるまでに本市が実施する施設の完成検査に合格し、本市へ施設所有権の移転が完了した際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。

エ 物価変動による改定等の詳細は添付資料7に示す。

(2) 運営・維持管理業務費

本市は、事業者に対して、運営・維持管理業務委託に係る対価を業務委託期間中に支払う。ただし、下記の支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

ア 運営・維持管理業務委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。

イ 固定費は、委託費のうち、本件施設における廃棄物の処理量（以下「廃棄物処理量」という。）に係らず、本件施設の運営・維持管理に伴って一定の費用が生じる固定的な経費として算出するものとする。

変動費は、委託費のうち、廃棄物処理量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費として算出するものとする。

なお、支払方法、条件の詳細は添付資料7に示す。

12 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる廃棄物処理法などの関係法令（関連施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

13 本事業に関する提示条件等

(1) 想定されるリスクの分担

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

イ 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担の詳細は、「入札説明書添付資料—5 リスク分担表」、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）及び運営・維持管理業務委託仮契約書（案）において定める。

(2) 業務の委託等

事業者は業務の全部又は一部を構成員又は協力企業に委任し又は請け負わせることができる。構成員又は協力企業以外の者へ委託し又は請け負わせる場合は事前に本市の承諾を得るものとする。

(3) 雇用等の地元企業への配慮

雇用については、本市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。下請人等を選定する際は、本市内に本店又は本社を有する者（建設業法（昭和24年 法律第100号）に規定する主たる営業所を含む）（以下「地元企業」

という。)を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、本市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(4) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者が、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき理由により責務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、特定事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財政状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害(交付金が適用されなくなった場合には、本市への交付額の減少分を含む。)を賠償しなければならない。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく責務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合

不可抗力その他本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(5) 適用を予定している交付金

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金(エネルギー回収型廃棄物処理施設交付率1/2及び1/3、マテリアルリサイクル推進施設)の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

応募希望者の自由な提案を期待し、適切な技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定することとし、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

入札公告から契約締結に至るまでの流れを次の図-1に示す。

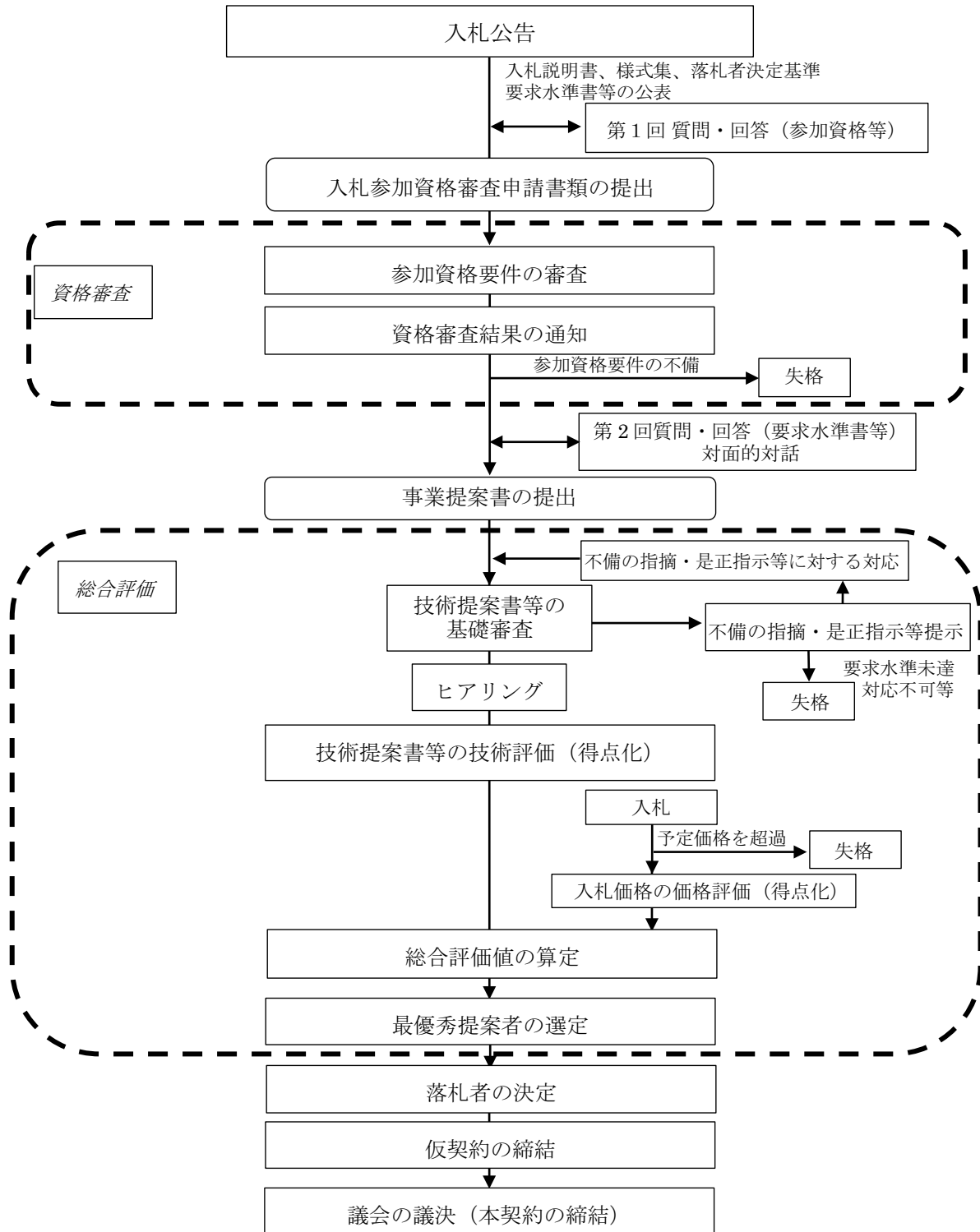


図-1 事業者選定手続き、契約締結までの流れ

2 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	令和5年4月10日
② 現地視察	令和5年4月18日～21日
③ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問受付期限	令和5年4月25日
④ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問回答の公表	令和5年5月9日
⑤ 入札参加資格審査書類等受付期限	令和5年5月18日
⑥ 入札参加資格審査結果通知	令和5年5月26日
⑦ 入札説明書等（その他）に関する質問受付期限	令和5年6月2日
⑧ 入札説明書等（その他）に関する質問回答の公表	令和5年6月16日
⑨ 質問回答及び提案事項に関する確認事項の受付期限	令和5年6月28日
⑩ 対面的対話	令和5年7月中旬
⑪ 質問回答及び提案事項に関する確認事項の回答公表	令和5年7月下旬
⑫ 事業提案書の受付期限	令和5年9月15日
⑬ ヒアリング	令和5年12月上旬
⑭ 落札者の決定及び公表	令和6年1月下旬
⑮ 基本協定締結	令和6年2月上旬
⑯ 基本契約締結	令和6年2月下旬
⑰ 事業契約締結	令和6年3月下旬

※ スケジュールは、書類提出状況、審査の進捗状況等により日程変更となる場合がある。

3 事業者選定委員会の設置

本市は、応募者の事業提案の審査にあたって、公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、学識経験者で構成する「三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」を設置する。下記委員に対し、公平な審査を妨げるような接触行為（自己を有利に、又は他の応募者を不利にするような働きかけ）を行った応募者は失格とする。

	氏 名	所属・役職
委員長	吉田 篤正	大阪府立大学大学院 工学研究科 名誉教授 早稲田大学 理工学術院 教授
副委員長	濱田 雅巳	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
委 員	飯田 匡	関西学院大学建築学部 准教授
委 員	伊藤 正治	弁護士

4 入札参加手続き等

(1) 入札説明書等の公表

令和5年4月10日(月)に本市の公式ホームページにおいて、入札公告を行い、以下の資料を公表する。

ア(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	入札説明書
イ(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	要求水準書 設計・建設業務編
ウ(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	要求水準書 運営・維持管理業務編
エ(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	落札者決定基準
オ(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	様式集
カ(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	基本協定書(案)
キ(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	基本仮契約書(案)
ク(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	建設工事請負仮契約書(案)
ケ(仮称)	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)

(2) 現地視察参加申請書の受付、回答

本事業への参加希望者を対象に、施設や事業用地等を確認するための現地視察を実施する。

ア 現地視察参加申込

現地視察参加申込書、現地視察に関する誓約書(様式第1号)に、必要な事項を記載の上、令和5年4月11日(火)午前9時から令和5年4月14日(金)午後5時までに、電子メールの添付ファイルとして、本市連絡先メールアドレス宛に送信すること。

なお、電子メールによる提出の際、件名に「現地視察参加申込」と表記する。

本市は、電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。

万一、令和5年4月17日(月)午後5時までに、返信がない場合、本市連絡先に示す担当者まで連絡のこと。

イ 現地視察参加申込への回答

本市は、現地視察の参加申込状況により日程、時間帯を調整し、参加申込者に電子メールにて案内する。(案内の着信確認が完了したことを返信すること。)

ウ 現地視察予定日

令和5年4月18日(火)から令和5年4月21日(金)

エ 留意事項

- ・現地視察の日程、時間帯は、ご希望に添えない場合もある。
- ・現地視察は、最大3時間程度を予定している。
- ・現地視察では、入札説明書等に関する質問・意見は受け付けていない。
- ・現地視察での案内箇所は、予め本市で決定した箇所のみとする。
- ・現地視察における写真撮影は可能であるが、個人を含む撮影は禁止とする。また、本市職員より撮影禁止箇所の指示があった個所については撮影を禁止する。

(3) 入札説明書等への質問、回答

入札説明書等に対する質問及び回答は、参加表明書提出前の段階と、参加表明書、参加資格審査書類提出後、参加資格審査結果通知により資格ありと通知を受けた参加者が行う2回とする。

1回目の入札説明書等に対する質問及び回答は、主に事業への参加資格を確認するものであり、2回目の質問及び回答は、主に本市のその他（要求水準等）に対する確認となる。

ア 入札説明書等に対する質問の受付、回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

イ 第1回受付期間（参加資格関係）

令和5年4月17日（月）から令和5年4月25日（火）必着。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする。

ウ 第1回質問への回答

令和5年5月9日（火）公表

エ 第2回受付期間（その他）

令和5年5月30日（火）から令和5年6月2日（金）必着。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする。

オ 第2回質問への回答

令和5年6月16日（金）公表

カ 提出方法

質問について、簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式第2号）に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵送、宅配便による場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第2号）が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

また、第2回の質問受付については、参加資格審査結果通知により資格ありと通知を受けた代表企業のみ質問書の提出ができるものとする。

- ・ 質問及び意見の送付先：第5章 6. 連絡先
- ・ 電子メール到着確認に関する問合せ先：第5章 6. 連絡先
- ・ 提出書類：入札説明書等に関する質問書（様式第2号）

文書形式は、Microsoft Word形式（Office2010で対応可能なもの）とすること。

キ 回答方法

質問に対する回答は、本市公式ホームページにて公表する。ただし、質問者名は公表しない。また、電話等による問合せには一切応じない。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると本市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(4) 入札参加資格審査書類の提出

入札参加資格審査書類については、代表企業が提出するものとする。

- ア 提出期間
令和5年5月15日（月）から令和5年5月18日（木）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで。
- イ 提出方法
持参による
- ウ 提出書類
様式集（様式第3号から様式第7号）による
- エ 提出場所
第5章 6.連絡先

(5) 入札参加資格審査結果の通知

参加表明書及び資格審査申請書の提出期限の最終日を入札参加資格審査基準日とし、本事業の参加資格の審査を行う。

当該審査結果については、応募者の代表企業に対して令和5年5月26日（金）に、本市から書面により以下の内容も併せて通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

- ア 入札参加資格審査結果
入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して通知する。
- イ 事業提案図書作成及び提出に関する案内（提案者番号等）

(6) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求及び回答

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができる。

- ア 提出期限
令和5年6月2日（金）午後5時まで必着。
- イ 提出方法
持参による
- ウ 提出書類
様式は自由とする
- エ 提出場所
第5章 6.連絡先
- オ 市からの回答
本市は、入札参加資格がないと認められた者が要求した理由について、速やかに書面により回答する。

(7) 入札参加資格の喪失

入札参加資格審査で入札参加資格ありと認められた者は、その後の落札者決定までの期間に入札参加資格を欠くような事態を生じさせた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、入札参加資格を取り消す。

(8) 質問回答及び提案事項に関する確認事項の受付

質問回答及び提案事項に関して、事前に確認事項の内容を受け付けた後、対面的対話にて対話を実施する。

ア 提出期間

令和5年6月21日（水）から令和5年6月28日（水）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法

質問について、簡潔にまとめ、対面的対話における確認事項（様式第8号）に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵送、宅配便による場合は、対面的対話における確認事項（様式第8号）が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

- ・ 質問及び意見の送付先：第5章 6. 連絡先
- ・ 電子メール到着確認に関する問合せ先：第5章 6. 連絡先
- ・ 提出書類：対面的対話における確認事項（様式第8号）

文書形式は、Microsoft Word形式（Office2010で対応可能なもの）とすること。

ウ 回答方法

確認事項に対する回答は、令和5年7月下旬頃に本市公式ホームページにて公表する。ただし、質問者名は公表しない。また、電話等による問合せには一切応じない。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると本市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(9) 対面的対話

応募者による、落札者決定基準書に示した提案事項に関する考え方の確認及び本事業の目的、要求水準書の基本的考え方についての確認を中心とし、本市と応募者との間で共通認識として持つことを目的として、対面的対話を以下のとおり実施する。ただし、応募者が考える施設整備の概要に対する助言、評価は行わないものとする。

ア 提出期間

令和5年6月21日（水）から令和5年6月28日（水）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで。対面的対話の実施日程は令和5年7月中旬を予定している。詳細については、別途通知する。

イ 提出方法

持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵送、宅配便による場合は、対面的対話における確認事項（様式第8号）が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

- ・ 説明資料の送付先：第5章 6. 連絡先
- ・ 電子メール到着確認に関する問合せ先：第5章 6. 連絡先

ウ 提出書類

提案事項に関する確認事項の説明資料（確認したい事項の意図や背景を含め、各事項につき1～2枚程度のプレゼンテーション用スライドをMicrosoft PowerPoint形式で作成）

施設整備の概要説明資料（プレゼンテーション用スライドをMicrosoft PowerPoint形式で作成、様式自由）

(10) 事業提案書の提出

応募者は、本市の指定する期日までに技術提案内容を記載した書類（以下「事業提案書」という。）を提出する。

なお、本市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 事業提案書の構成

事業提案書は次のとおりとする。

- ・技術提案書【様式第9号～第9-19号】
- ・技術提案図書【様式第10号の後に様式任意を添付】
技術提案図書は、技術提案図書記載事項【共通】、【焼却施設】及び【粗大ごみ処理施設】に示す必要事項を記載すること。
- ・入札書【様式第11号、様式第13号】
- ・入札提出書類提出届【様式第12号】
- ・事業計画書【様式第14～24号】

技術提案図書記載事項

【共通】

- (1) 施設全体の配置図（既存焼却施設解体工事前後）
- (2) 全体動線計画図（既存焼却施設解体工事前後）
- (3) 工事期間中の車両動線計画
- (4) 各階機器配置平面図
- (5) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図、内部・外部仕上げ表、求積図）
- (6) 見学者動線計画図
- (7) 施設パース図
 - ① 鳥瞰図 2 面（既存施設解体工事前後）
 - ② アイレベル 2 面（解体工事後駐車場から、解体工事後南側搬入道路から（調整池前））
- (8) 設備仕様書（要求水準書に対する仕様書）
- (9) 全体工事工程表（設計から竣工まで）
- (10) その他必要なもの

【焼却施設】

(1) 各設備概要説明

- ① 主要設備概要説明書
- ② 各プロセスの説明書
- ③ 独自の設備の説明書
- ④ 焼却炉制御の説明書（炉温制御等）
- ⑤ 排ガス処理装置の説明書（排ガス温度制御を含む）
- ⑥ 蒸気発生量制御の説明書
- ⑦ 非常措置に対する説明書

(2) 設計基本数値計算書及び図面

（設計基本数値は低質ごみ、基準ごみ、高質ごみに対し、それぞれ明らかにすること。）

- ① 性能曲線図
- ② 物資収支（炉系列ごとに記載）
- ③ 蒸気収支
- ④ 熱収支（熱精算図）
- ⑤ 用役収支（電力、水、燃料、薬品、油脂類等）
- ⑥ 火格子燃焼率
- ⑦ 燃焼室熱負荷
- ⑧ 煙突拡散計算書
- ⑨ 主要機器設計計算書（容量計算書を含む）
- ⑩ 主要設備組立平面図、断面図
- ⑪ 計装制御系統図
- ⑫ 電算機システム構成図
- ⑬ 電気設備主要回路単線系統図
- ⑭ 負荷設備一覧表

(3) 運転管理条件※運転日数は【 280 】日／年とする。

(4) フローシート

- ① ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰
- ② ボイラ給水、蒸気、復水、余熱利用
- ③ 給水設備（上水他）
- ④ 排水処理（ごみピット排水・プラント排水・生活系排水）

(5) 公害防止対策

- (6) 主要機器の耐用年数
- (7) 予備品・消耗品リスト
- (8) その他必要なもの

【粗大ごみ処理施設】

- (1) 各設備概要説明
 - ① 主要設備概要説明書
 - ② 各プロセスの説明書
 - ③ 独自の設備の説明書
 - ④ 非常措置に対する説明書
 - ⑤ 不適物に対する運転説明書
- (2) 設計基本数値計画書及び図面
 - ① 物資収支
 - ② 用役収支（電力、水、燃料、薬品、包装品等）
 - ③ 主要機器設計計算書（容量計算書を含む）
 - ④ 主要設備組立平面図、断面図
 - ⑤ 計装制御系統図
 - ⑥ 電算機システム構成図
 - ⑦ 電気設備主要回路単線系統図
 - ⑧ 負荷設備一覧表
 - ⑨ その他必要なもの
- (3) 運転管理条件 ※運転日数は【 240 】日／年とする。
- (4) フローシート
 - ① 燃やさないごみ・粗大ごみ系統
 - ② 給水設備、排水処理設備
 - ③ その他
- (5) 防火・防爆及び爆発時の対応
- (6) 主要機器の耐用年数
- (7) 予備品・消耗品リスト
- (8) その他必要な図面

ア 提出期限

令和5年9月15日（金）必着。

イ 提出方法

持参による

ウ 提出書類

入 札 書：1部（代表企業名及び提案者番号を記入）

入札提出書類提出届：1部（代表企業名及び提案者番号を記入）

技 術 提 案 書：正1部、副10部（提案者番号のみを記入）

事 業 計 画 書：正1部、副10部（提案者番号のみを記入）

技 術 提 案 図 書：正1部、副10部（提案者番号のみを記入）

※入札書以外のデータについては、A4版ファイル形式（A3図面等はA4版にZ折込）とし、電子データ1式（Windows10対応アドビシステムズ社製Acrobat Reader Xで閲覧可能（PDF形式）かつテキスト抽出できる形式。）をCD-Rに収納し提出のこと。

エ 提出場所

第5章 6.連絡先

(11) 技術提案書等の基礎審査

本市は技術提案書等が、基礎審査項目を満たしているか等の審査を行う。基礎審査項目を1項目でも満たしていないことが確認された場合は、失格とする。

(12) 技術提案書等の基礎審査結果通知

本市は、応募者から提出された技術提案書等について行った基礎審査の結果を各応募者の代表企業に通知する。

(13) ヒアリング、入札

選定委員会は、応募者の技術提案書等について、独自技術や事業への取組み等のプレゼンテーションによるアピールの場を設け、本市事業方針の趣旨に沿った提案であるかを評価する。

評価に際しては、落札者決定基準に示す項目毎の定量化（技術評価点）と、価格の入札結果の定量化（価格評価点）を合せた総合評価点を算出し、落札者を選定する。

ア ヒアリング予定日：令和5年12月上旬（後日指示する。）

本市は開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

なお、本入札については応募者が1者であった場合でも執行するものとする。

イ 入札予定日：令和5年12月上旬（後日指示する。）

ウ ヒアリング、入札場所：後日指示する。

エ 入札立ち合い等：後日指示する。

オ 再度入札について

開札の結果、全ての応募者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。その場合、詳細は後日指示する。

カ 予定価格について

本事業の予定価格（設計・建設業務費及び運営・維持管理業務費の総額）は以下のとおりである。

予定価格：35,377,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(14) 落札者の通知

選定委員会は、応募者の提案に関する総合評価点により最優秀提案者を選定し、本市はそれを踏まえて落札者を決定する。その結果については、落札者に通知するとともに、本市公式ホームページに公表する。

・落札者の通知：令和6年1月下旬予定

5 入札参加にあたっての留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

(2) 入札参加に係る費用

資格審査申請書類、提案書の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 公正な入札参加の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年 法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、本市は契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 入札の辞退

参加表明書の提出以降、入札を辞退する場合、代表企業は、提案書の提出期限(令和 5 年 9 月 15 日(金))までに、辞退届(様式第 25 号)を提出すること。入札の辞退は撤回できないものとする。

また、代表企業が、当該提出期限までに入札書及び提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出書類の取扱い

ア 著作権

応募者が提出した提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、選定委員会が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、当該応募者に確認の上、その一部又は全部を無償で使用できる。

また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を同時に行うことはできない。

エ 提出書類の変更禁止

応募者は、技術提案書等の不備の指摘及び是正指示による修正、補完等を除き、提出書類の変更はできない。

(6) 本市が提供する資料の取扱い

応募者(入札を辞退した者を含む)は、本市が提供する資料(入札説明書等等)を、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 入札の中止

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の談合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、中止等の場合において、書類作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次に示す構成及び参加資格要件をすべて満たすものとする。

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、「(2) 応募者等の参加資格要件」を満たす設計・建設業務、運営・維持管理業務を実施する者で構成する。

イ 応募者の中から「(2)ア(ア)本施設の焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。また、代表企業は運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資を認めない。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。

ウ 応募者を構成するメンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

エ 応募者を構成するメンバーは、他の応募者を構成するメンバーとなることはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

入札に参加することができる者は、資格審査により入札参加資格を有すると決定された者で、次に掲げる条件をすべて満たし、事業に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

ア 本事業の各業務を行う者の要件

本事業の各業務を行う者の要件は以下に示すとおりである。

(ア) 焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たす者を代表企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社（代表企業）が次の要件を全て満たし、他の者は下記の要件のいずれかを満たす構成員とすること。

①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

②本市の令和5年度以降の入札参加資格者名簿に登録されていること。

③以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請（単独又はJV）で受注した実績（竣工したものに限る）。

- ・ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
- ・2炉構成以上である施設
- ・平成15年度以降に竣工した施設
- ・処理方式は、全連続ストーカ式焼却方式に限る

④建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請（単独又はJV）で受注した施設の建設に監理技術者として従事した経験を有する者を本工事の監理技術者として専任で配置できること。

(イ) 粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う企業で、構成員とし、少なくとも1社が以下の要件を全て満たす企業であること。

①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、同工事業に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

②以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請（単独又はJV）で受注した実績（竣工したものに限る）。

- ・高速回転破砕機を有するマテリアルリサイクル推進施設
- ・平成15年度以降に竣工した施設

(ウ) 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業で、構成員又は協力企業とし、少なくとも1社が以下の要件を全て満たす企業であること。

①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

②建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けており、同工事業に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

③廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請（JV）で受注した実績（竣工したものに限る）を有すること。

(エ) 本施設の運営を行う者の要件

運営事業者から委託を受け本施設の運営・維持管理業務を行う企業で、構成員とし、少なくとも1社が以下の要件を全て満たす企業であること。

①以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請（SPCから直接受託したものを含む。）で受注し、1年以上の運営実績を1件以上有すること。

- ・ ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
- ・ 2炉構成以上である施設
- ・ 処理方式は、全連続ストーカ式焼却方式に限る

②廃棄物処理法第 21 条に規定する技術管理者となる資格（廃棄物処理法施行規則第 17 条第 1 項第 1 号から第 2 号までの規定に該当する者、又は一般財団法人日本環境衛生センターが認定するごみ処理施設技術管理士）を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（1 年以上の稼動及び 1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。

③本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために①に示した要件を満たす施設において、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条第 1 項に規定するボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者として 1 年以上の経験を有する技術者を本施設に必要なボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者として 2 年間以上配置できること。

④その他必要な資格者を配置できること。

（3）応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 本市の令和 5 年度以降の入札等参加資格者名簿に登録されていない者

ウ 三田市指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

エ 経営不振の状態（破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう）である者

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当する者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

ク 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。

（ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ） 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

（ウ） 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

（エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（オ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的

- 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ケ 応募者が、以下の本市が本事業の支援業務を委託している者及びその者と当該業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がある者
- (ア) 三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者選定支援業務委託者
株式会社日産技術コンサルタント
 - (イ) 当該業務委託者の法的側面における提携事業者
荒鹿法律事務所
- コ 「三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連がある者

(4) 落札後の手続き

ア 基本協定の締結

本市と落札者は落札者決定後速やかに、事業契約の締結に向けた相互の協力義務、SPCの設立等について規定した基本協定を締結する。

イ SPCの設立

落札者は、基本協定の締結後、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、会計監査人設置会社、かつ、株券不発行会社としてSPCを令和6年度2月頃を目途に設立しなければならない。株式は譲渡制限株式の1種類とする。なお、SPCは次の要件をすべて満たさなければならない。

- (ア) SPCの本店は本市内に所在すること。なお、設計・建設業務期間中も市内に所在することとし、新施設建設後は新施設内に本店を置くことは可とする。
- (イ) 応募者のうち、代表企業及び構成員はSPCに出資を行うこと。なお、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (ウ) SPCの定款において、会社法第326条の第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- (エ) SPCの株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

ウ 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議をおこなうものとする。

第5章 落札者の決定に関する事項

1 入札に関する注意事項

(1) 入札の延期等

本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、応募者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

(2) 応募者が1者の場合の措置

応募者が1者であっても、提案書審査、ヒアリング、入札を行い、落札者を決定する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札参加資格に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札

イ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

ウ 同一の入札について2以上の応募者の代理人となった者のした入札

エ 入札金額を訂正した入札

オ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

カ 競争を制限する目的で他の応募者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかった者のした入札

キ 落札者の決定前に、他の応募者に対し入札価格を意図的に開示した者のした入札

ク 入札書参考資料を提出しなかった者のした入札

ケ 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

コ 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(ア) 当該談合情報における落札予定金額、率等が入札結果と一致している場合

(イ) すべての応募者の入札結果が当該談合情報と一致している場合

(ウ) 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札書参考資料に不自然な事実がある場合

(エ) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

(4) その他

入札後に提案書（入札書、入札書参考資料含む）内容について、ヒアリングを行う場合がある。

2 落札者の決定

落札者決定基準に基づき、総合評価一般競争入札により総合評価値を算出し、最も得点の高い者を落札者とする。

なお、総合評価値の最も高い応募者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高い応募者を落札候補者として選定するものとする。技術評価点についても同点である場合は、当該応募者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

3 本契約締結までの取扱い

本件業務は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定に該当するため、落札者とは建設工事請負仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となる。なお、議会の議決が得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本市は一切の責めを負わない。

また、議会の議決日までの期間中に、落札者が指名停止処分を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが著しく不相当であると判断された場合には、当該落札者を欠格とし、予定価格の制限の範囲内で、他の最終審査対象者のうち、最も総合評価値の高い最終審査対象者を落札者とすることがある。

4 特定事業契約に関する事項

本市と落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

(1) 基本協定書の締結

ア 基本協定書（令和6年2月上旬予定）

対象者：落札者

(2) 特定事業契約の締結

ア 基本仮契約（令和6年2月下旬予定）

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者

イ 建設工事請負仮契約（令和6年3月下旬予定）

対象者：建設事業者

ウ 運営・維持管理業務委託仮契約（令和6年3月下旬予定）

対象者：運営事業者

(3) 入札保証金及び契約保証金等

ア 入札保証金の額

入札保証金は免除とする。

イ 契約保証金の額

(ア) 設計・建設期間

契約金額の100分の10（市内に本社本店を有する契約者にあつては100分の3）

相当とする。

(イ) 運営・維持管理期間

年間業務委託料の10分の1とする。

ウ 契約保証金の免除

入札者が三田市契約事務規則（平成17年3月31日規則第7号）第5章第51条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

エ 前金払

前金払の率は、各会計年度における請負代金の支払い限度額の40パーセント以内（ただし、現在は2億円を限度額とするが、制限の撤廃を予定。）とする。

5 その他

(1) 落札者が提出した事業提案書等の提案内容は、本市からの指示がない限り全て契約内容として取り扱う。また、本市と契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。

ア 提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

イ 要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じることができる。

ウ 提案内容が履行できなかった場合（再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）には、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。

エ 維持管理費用などの将来にわたる提案についても、誠意をもって本市との協議に応じること。

オ 本入札説明書を含む入札説明書等に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、三田市契約事務規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

カ 建設事業者及び運営事業者は第三者賠償保険等必要な保険に必ず加入しなければならない。

(2) 本業務に関する各種データ・情報等は、責任をもって管理し、本業務以外で使用してはならず、本市の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

6 連絡先

三田市役所 まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 クリーンセンター

〒669-1507 兵庫県三田市香下1676番地

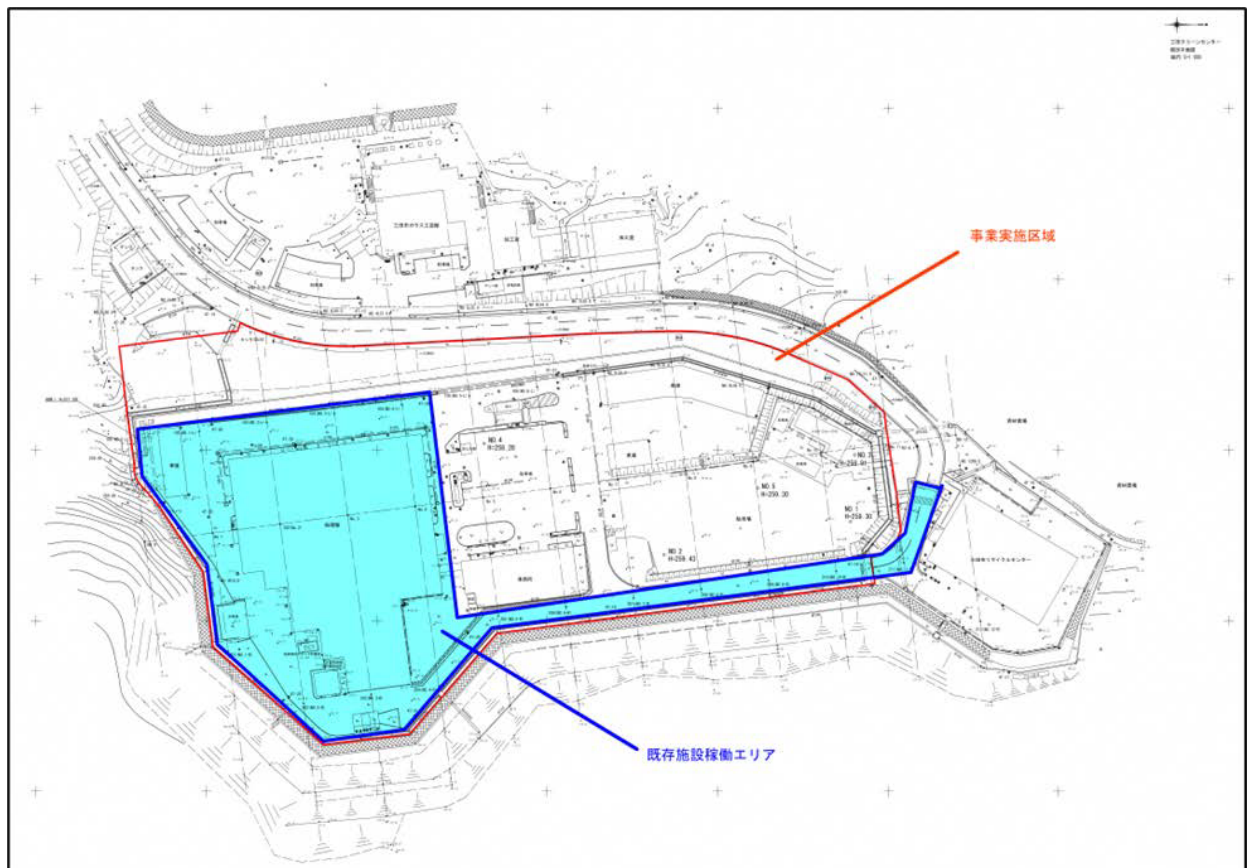
電話：079-563-5551 FAX：079-563-6672

メールアドレス：kurin_u@city.sanda.lg.jp

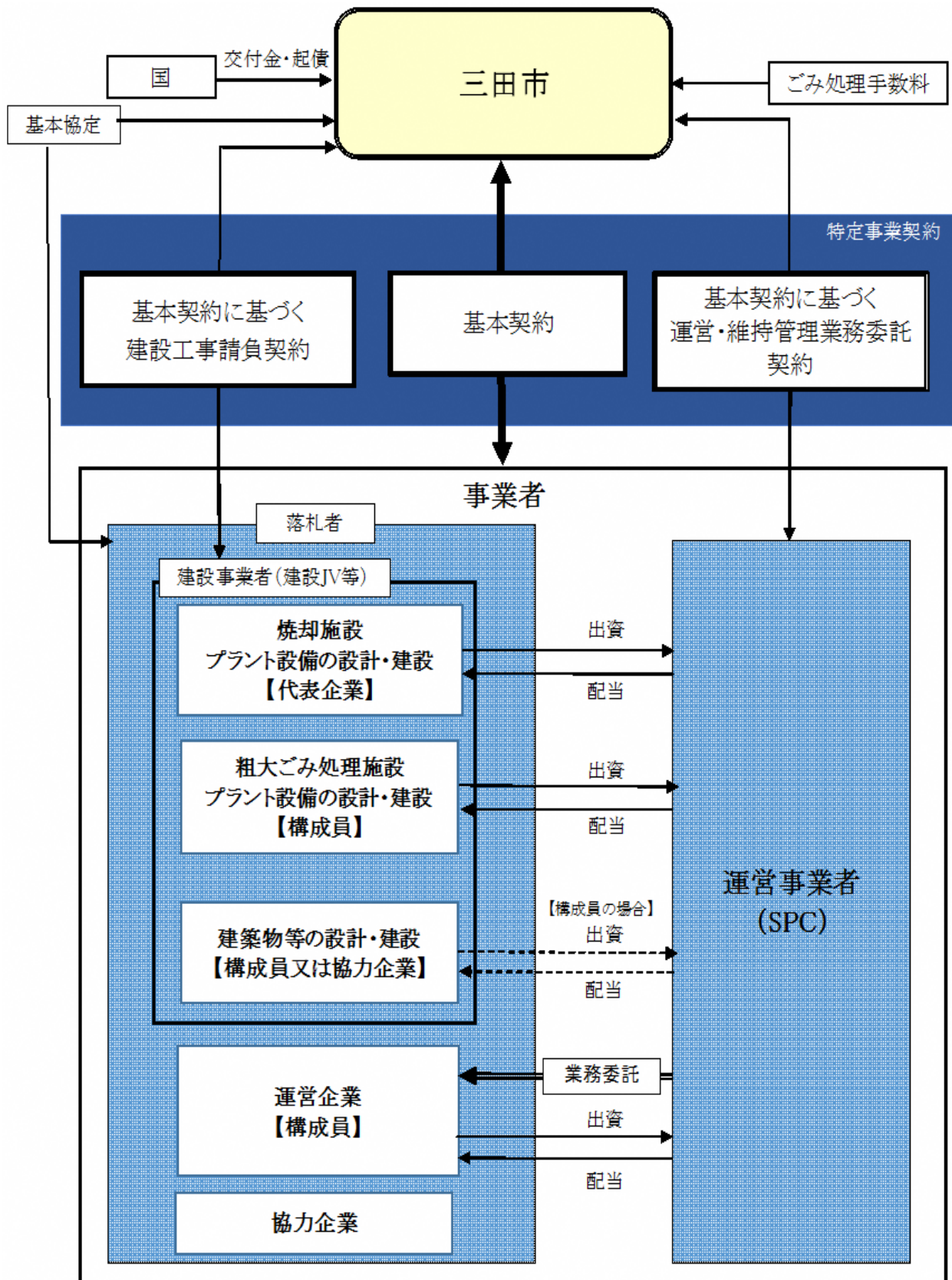
入札説明書添付資料-1 事業実施場所



入札説明書添付資料-2 事業実施区域



入札説明書添付資料-3 事業スキーム図 (例)



入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表

【設計・建設業務の業務分担】

(○：主分担 △：従分担)

区 分		業務内容	本市	事業者
(1)計画		施設整備計画、生活環境影響調査	○	
(2)用地取得		用地の確保	○	
(3) 諸官庁届出等		市が行う交付金申請など必要な諸官庁届出	○	△※1)
		事業者が行うべき諸官庁届出	△※1)	○
設 計	(4)調査	事業者が工事に必要と判断した調査		○
	(5)実施設計	本施設の実施設計		○
	(6)設計監理	本施設の設計監理	○	
建 設	(7)施工	本施設の施工（敷地造成、既存施設解体、本施設の建設等）		○
	(8)仮設工事	本施設に必要な仮設工事の実施		○
	(9)試運転	本施設の試運転		○
	(10)性能試験	本施設の性能試験		○
	(11)施工管理	本施設の施工管理		○
	(12)工事監理	建築士法に基づく施工監理	○	

※1) 連絡等の補助作業や書類の作成支援等、双方必要な協力を実施するものとする。

【運営・維持管理業務の業務分担】

(○：主分担 △：従分担)

区 分		業務内容	本市	事業者
(1) ごみ搬入		ごみの収集、運搬及び搬入	○	
(2) 受付・計量		計量棟における受付・計量業務	△※1)	○
(3) 料金徴収代行		直接搬入ごみの料金徴収	△※1)	○
(4) 記録・管理		ごみの搬入車両、資源等の搬出車両の記録・管理		○
(5) 運転計画の作成		施設の点検、補修等を含む運転計画の策定		○
		施設の運転操作等に関するマニュアルの作成		○
		運転員への教育訓練		○
(6) 適正運転		関係法令、公害防止条件等を遵守した施設の運転		○
(7) 搬入管理		プラットホーム内及び施設周辺における搬入車両の誘導・指示		○
		直接搬入ごみ荷降し時の分別等の適切な指示		○
		搬入ごみ性状の定期的な分析・管理		○
(8) 運転管理記録の作成・報告		各施設機器の運転データの記録・報告		○
(9) 用役利用計画の作成		電力、水道、燃料、薬剤等の用役利用計画の策定		○
(10) 用役の確保		用役利用計画に基づく燃料、薬剤等の確保		○
(11) 用役利用記録の作成・報告		電力、水道等の用役データの記録・報告		○
維持管理	(12) 点検計画及び維持・補修計画の策定	施設の点検計画の策定 機器の維持・補修計画の策定		○
	(13) 点検・検査	点検計画に基づく施設の点検・検査		○
	(14) 補修・修繕	維持・補修計画に基づく機器、設備の補修・修繕		○
	(15) 消耗品、予備品の調達、管理	運転に必要な消耗機材、予備品の調達、管理		○
	(16) 点検・補修記録の作成及び報告	施設の点検・検査、測定結果及び維持・補修結果の記録・報告		○
余熱利用管理	(17) 余熱利用計画	処理計画に基づく余熱利用計画の策定		○
	(18) 発電	余熱を利用した発電の実施		○
	(19) 売電収入	売電に伴う収入の管理	○	
	(20) 余熱供給	場内利用（給湯等）		○
	(21) 余熱利用記録の作成及び報告	売電や余熱供給の記録・報告		○
最終処分	(22) 副生成物等の搬出・処分	焼却灰の運搬※2)	○	
		金属等の運搬※2)	○	
(23) 運営事業終了時の引継業務		運営期間終了時に必要な情報提供、運転指導等		○
その他	(24) 清掃業務	施設の清掃、外構、植栽等の維持管理		○
	(25) 安全管理	作業環境の安全管理、施設の防火管理		○
	(26) 警備	場内の警備体制の整備		○
(27) 運営の監視		運営に係るモニタリング	○	

※1) 工事期間中の仮設計量機における受付・計量、料金徴収等は本市が実施する。

※2) 本施設からの引渡しは運営事業者が行う。

【その他の業務分担】

(○：主分担 △：従分担)

区 分		業務内容	本市	事業者
(1) 施設整備費・運営費等の支払		事業者の費用の支払	○	
(2) 情報管理業務 ^{※5)}		施設の建設・運営に関するデータの管理		○
(3) 地元雇用、地元企業の活用		施設の建設及び運営等における地元雇用、地元企業の活用		○
(4) 地元貢献		地元のイベント参加等の地元貢献 ^{※6)}		○
住 民 対 応	(5) 苦情対応	本事業に関する住民からの苦情等に対する対応	○ ^{※2)}	○ ^{※2)}
	(6) 施設見学 ^{※5)}	行政視察	△ ^{※3)}	○ ^{※3)}
		一般見学		○
	(7) 環境教育 ^{※5)}	普及啓発活動の実施	△ ^{※4)}	○ ^{※4)}
(8) 情報発信 ^{※5)}	施設に関する情報発信	○ ^{※4)}	○ ^{※4)}	

※1) 事業者は申請に必要な資料を作成支援。

※2) 基本的には本市が窓口。事業者に責が認められる場合は相応の責による負担を負う。

※3) 行政視察は、本市が窓口。事業者は見学対応を行う。

※4) 本市は設置管理者として、事業者は運営受託者として行う。

※5) 建設後の新施設を対象とする。

※6) 当該範囲の対象は事業者の提案内容に限る。

入札説明書添付資料-5 リスク分担表

(○：主分担 △：従分担)

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		本市	事業者		
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク	議会を含む本市の事由により契約が結べない等 ^{※1}	○		
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{※1}		○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度 関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
			上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
		市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	△	
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○	
		上記以外のもの	○		
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
第三者賠償リスク		事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害		○	
環境保全リスク	上記以外のもの	○			
	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○		
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ ^{※2}	△	○		
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ ^{※2}	○	△		
事業の中止・遅延に関するリスク	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○			
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○		
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{※3}	○	△		
設計 段階	設計変更	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	測量・地質調査の誤りリスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	○	
建設着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○			
	上記以外の要因によるもの		○		
建設 段階	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
一般の損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○		
性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○		
維持 管理・ 運営 段階	ごみ質の変動	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動 ^{※4}	○	△	
	ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動 ^{※5}	○	△	
	不適物混入リスク	搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合）	○		
		事業者の善管注意義務違反の場合		○	
	性能リスク	要求水準の不適合		○	
契約不適合リスク	維持管理・運営期間中における施設の契約不適合に関するもの		○		
施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○		
	施設損傷	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大		○	
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの		○	
	ごみ収集車・搬入車に起因するもの	○			

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 建設期間中は基本的には事業者のリスクであるが、著しい物価変動の場合は、協議を行うなど本市の負担となる。維持管理・運営期間中は基本的には本市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。

※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。なお、不可抗力に新型コロナウイルス感染症等の現時点で発生している想定可能な感染症は含まない。

※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議とする。ただし、ごみピットのひび割れなど施工不良を原因とする地下水混入等によりごみ質が変動した場合については、著しい変動であった場合においても事業者負担とする。

※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議とする。

入札説明書添付資料-6 入札書等の提出用封筒作成要領

指定様式③

入札書・工事費内訳書用封筒様式

【 表面 】

【 裏面 】

《 注意事項 》

- ・封筒表面の『入札書在中』の文字は、朱書きをしてください。
- ・封筒は必ず、封印してください。
- ・印鑑は、使用印鑑として届出をした印鑑を使用してください。
- ・郵便料金不足の場合は、受け取りを拒否しますので、ご注意ください。

入札説明書添付資料-7 本事業において本市が事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対象業務
設計・建設業務に係る対価		① 設計・建設業務 ② その他上記項目の関連業務を含む
運営・維持管理業務に係る対価	ごみ焼却施設 運営・維持管理業務委託料	① ごみ焼却施設の運営・維持管理業務（計量業務を含む） ② その他上記項目の関連業務を含む
	粗大ごみ処理施設 運営・維持管理業務委託料	① 粗大ごみ処理施設の運営・維持管理業務 ② その他上記項目の関連業務を含む

2 対価算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	① 設計・建設業務費用 ② その他費用	・設計・建設業務に係る対価 ・本市の示す支払い限度額、交付金年度計画に対する出来高から算定する

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

運営に係る業務委託料の算定方法は次のとおりである。

ア 焼却施設の運営に係る業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}
焼却施設 運営・維持管理業務委託料A	固定費 i 人件費、その他運営に係る諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用	・各支払期の固定費 i、ii ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の合計金額）]÷各年度の支払い回数（12回/年）
	固定費 ii 運転管理費用 ・電気基本使用料、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	固定費 iii 補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	
焼却施設 運営・維持管理業務委託料B	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	・各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。変動費＝各年度処理量（計画値） ^{※3} ×提案単価（円/t）

※1：各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、少数点以下は切り捨てるものとする。

※3：「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。

イ 粗大ごみ処理施設の運営に係る業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用		対価の算定方法 ^{※1}
粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料C	固定費 i	人件費、その他運営に係る諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用	・各支払期の固定費 i、ii ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の合計金額）]÷各年度の支払い回数（12回/年）
	固定費 ii	運転管理費用 ・電気基本使用料、水道基本料金（焼却施設で見込むものとする） ・油脂類費 ・測定・分析費（粉じん等） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	固定費 iii	補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	・補修費用は、各年度の補修計画に合わせた金額とする。ただし、支払金額の平準化に配慮した補修計画とすること。
粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料D	変動費	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	・各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。変動費＝各年度処理量（計画値） ^{※3} ×提案単価（円/t）

※1：各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、少数点以下は切り捨てるものとする。

※3：「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

運営に係る業務委託料の支払い方法は、次のとおりである。

ア 焼却施設の運営に係る業務委託料の支払い方法

(ア) 支払い回数

業務委託料A（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii）：234回（毎月1回）

業務委託料B（変動費）：234回（毎月1回）

※ 運営・維持管理業務委託料は令和10年10月以降の支払となる。

業務委託料C（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii）：234回（毎月1回）

業務委託料D（変動費）：234回（毎月1回）

(イ) 本市は、本施設の引き渡し後、運営・維持管理委託業務契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する運営・維持管理業務委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた

日から 30 日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払いを留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

(ウ) 業務委託料A (固定費 i、固定費 ii、固定費 iii) の 1 回あたりの支払額は、以下の通りとする。固定費 iii については、本市と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費 iii の事業期間中の総額は変更しない。

①令和 10 年度

事業者が提案した令和 10 年度の固定費

②令和 11 年度～30 年度

事業者が提案した各年度の固定費を 12 で除した金額

(エ) 業務委託料B (変動費) の 1 回あたりの支払額は、各支払期の処理量 (実績値) × 提案単価 (円/t) によるものとする。

(オ) 業務委託料C (固定費 i、固定費 ii、固定費 iii) の 1 回あたりの支払額は、以下の通りとする。固定費 iii については、本市と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費 iii の事業期間中の総額は変更しない。

①令和 10 年度

事業者が提案した令和 10 年度の固定費

②令和 11 年度～30 年度

事業者が提案した各年度の固定費を 12 で除した金額

(カ) 業務委託料D (変動費) の 1 回あたりの支払額は、各支払期の処理量 (実績値) × 提案単価 (円/t) によるものとする。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときは、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。

区分	改定の対象となる費用	指標	
ごみ焼却施設 運営・維持管理 業務委託料 A 粗大ごみ処理 施設運営・維持 管理業務 委託料 C	固定費 i	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/兵庫県平均」（厚生労働省）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 ii	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学工業製品/有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 iii	・補修費等	「消費税を除く企業向けサービス指数/自動車整備・機械修理/機械修理」（日本銀行調査統計局）
ごみ焼却施設 運営・維持管理 業務委託料 B 粗大ごみ処理 施設運営・維持 管理業務 委託料 D	変動費 単価	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
		・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学工業製品/無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）

(2) 改定の条件

運営・維持管理業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記（3）アに示す改定割合に±0.0151 以上の増減があった場合であり、小数点以下第 3 位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第 3 位未満は切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市への書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務委託料を確定する。改定された運営・維持管理業務委託料は、改定年度の翌年の第 1 支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運営・維持管理業務委託料の改定時期は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和 10 年 8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、令和 10 年度 9 月末までに見直しを行い、令和 10 年度及び令和 11 年度の運営・維持管理業務委託料を確定する（比較対象は令和 5 年 8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）とする。）。改定された運営・維持管理業務委託料は、令和 10 年度 10 月度の業務に対する支払から反映される。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運営・維持管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = a \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

a：改定割合（改定時の指数/前回改定時の指数）

注1）当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2）改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3）当該改定割合に小数点以下第3位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第3位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本市が改定内容に合わせて負担する。

(4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1) から (3) による改定方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

入札説明書添付資料-8 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等

1 モニタリングの目的

モニタリングは、運営・維持管理業務委託料の減額を目的とするものではなく、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

2 運営期間中のモニタリング及び運営・維持管理業務水準低下に関する措置（フロー）

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下のフローに示すとおりとする。

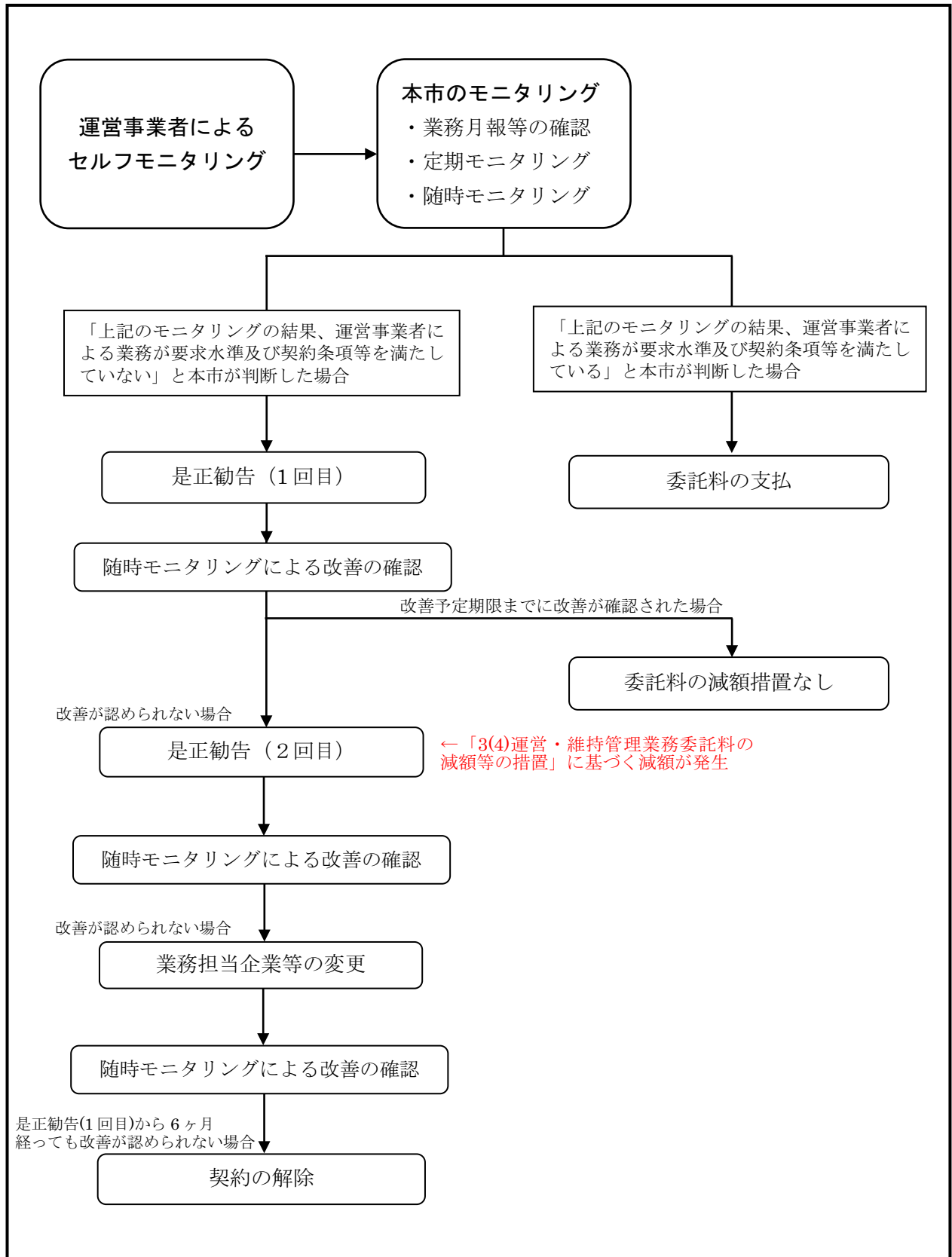


図 運営期間中の業務水準低下に関する措置

3 モニタリングの方法及び業務の改善等の措置

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本市は、運営事業者が運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第1回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとるよう是正勧告（第1回目）する。運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本市は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運営・維持管理業務委託料の減額等の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運営・維持管理業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運営・維持管理業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、停止基準値を未達した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。

4 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域経済への貢献金額、提案売電電力量について事業者が提案した金額又は量を未達成の場合には、上記(4)に示す運営・維持管理業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

(1) 地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

ア 設計・建設業務期間

設計・建設業務期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・建設業務期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・建設業務期間の終期から30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によ

らないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、建設事業者は、設計・建設業務期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、建設事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・建設業務期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

・本市への支払金額＝（提案金額※1－地域経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式第24号に基づき事業者より提案された設計・建設業務期間の地域経済への貢献金額。

イ 運営・維持管理業務期間

運営・維持管理業務期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、運営・維持管理業務期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を運営期間の終期から30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営維持管理業務期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

・本市への支払金額＝（提案金額※1－地域経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式第24号に基づき事業者より提案された運営維持管理業務期間の地域経済への貢献金額。

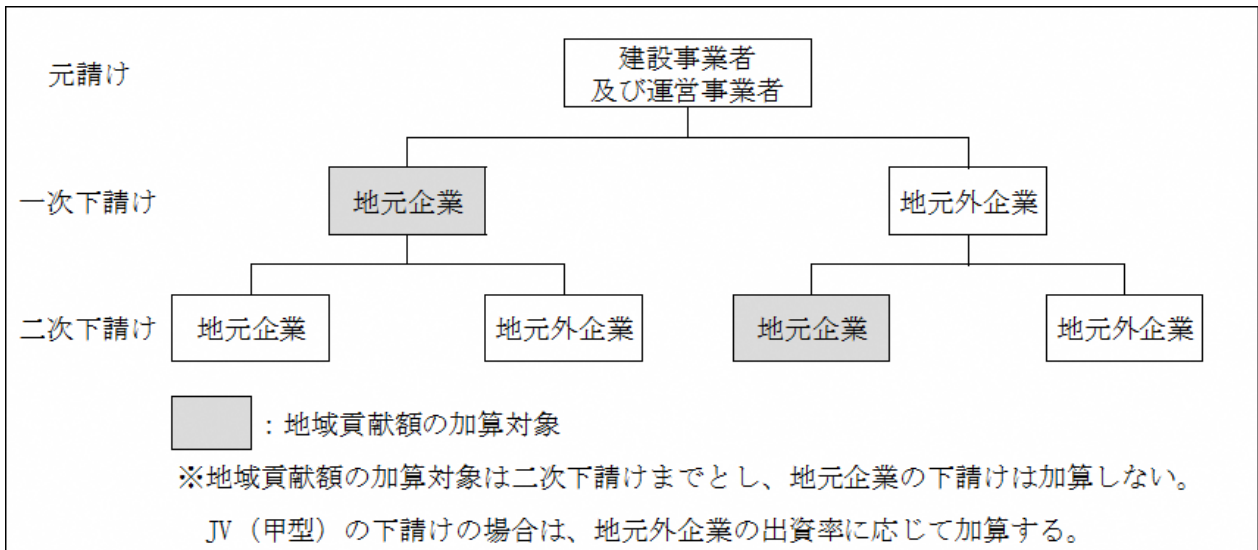


図 地域貢献金額の加算対象の考え方

(2) 提案売電電力量の未達成の場合の措置

実売電電力量が、提案売電電力量を10%以上下回った場合には、提案売電電力量の未

達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の3月度に係る運営・維持管理業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

【提案売電電力量未達成時における減額の算定式】

・減額金額＝（提案売電電力量※1－実売電電力量）×当該確認期間における売電単価※2×100%

※1 提案売電電力量：様式第 23-1 号に基づき事業者より提案された売電電力量。実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第 23-1 号に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※2 売電単価：当該確認期間に本市が電気事業者に対して行った売電の平均単価。

5 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務委託料を本市が事業者に支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。